

別紙2 1-③ 速記者による速記録の廃止

検討趣旨	経費削減の観点から、速記者の速記による会議録の作成方法の見直しを検討する。
現 状	<p>本会議の議事は、速記法により速記する（会議規則第123条第2項）こととしており、本会議の開会日ごとに速記者2名が議場において議事の記録を行い、会議録を作成している。</p> <p><会議録作成の目的></p> <ol style="list-style-type: none">1 議会の会議は、これを公開する（地方自治法第115条）とされているが、公開とは、傍聴及び報道の自由と並び、会議録の公表を意味する。2 議長は、会議録を添えて、会議の結果を長に報告する（地方自治法第123条第4項）とされている。3 会議録は、議決等法的効果の生じる本会議の議事の内容を示す公文書であり、後日争いが生じたときの証拠書類となるものである。 <p><速記者を置く意義></p> <p>本会議における速記者は、単なる発言の記録だけではなく、議員等の動作のうち記録が必要なものや不規則発言等の情景描写を含め、会議全体の流れを把握しながら即座に記録をするなど、第三者かつ記録の専門家として、実際の議場においてあらゆる議事の記録を行い、会議録の証拠性や正確性を担保する重要な役割を果たしている。</p>
課 題	<p>仮に速記法による速記に代わる手法（録音テープの反訳）を採用する場合には、以下の課題を踏まえて検討する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none">1 確実に会議録を作成できるかどうか。 *録音機器の不具合や議場が騒然となった場合の対応2 会議録としての証拠性や正確性が担保できるかどうか。 *証拠性の観点での第三者が臨席しないことの是非、情景描写等を含めた正確な記録の作成3 早期公開や内容の分かりやすさを維持できるかどうか。 *原稿精度の確保と迅速な校正及び整文等読みやすい会議録の作成
参 考	【速記を廃止した場合に見込まれる経費削減額（23年度決算見込ベース）】 約160万円

【政令指定都市の状況】

会議録作成方法	政 令 指 定 都 市
速記 (12 市)	札幌市, 仙台市, さいたま市, 川崎市, 横浜市, 相模原市, 新潟市, 名古屋市, 京都市, 大阪市, 福岡市, 熊本市
録音機器 (8 市)	千葉市, 静岡市, 浜松市, 堺市, 神戸市, 岡山市, 広島市, 北九州市

【根拠法令】

○地方自治法

第 115 条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

第 123 条 議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）に書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第 234 条第 5 項において同じ。）により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。

4 議長は、会議録が書面をもつて作成されているときはその写しを、会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面又は当該事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）を添えて会議の結果を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。

○会議規則

（会議録の記載事項）

第 123 条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会、閉会に関する事項及びその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止、休憩及び再開の年月日時
- (3) 出席及び欠席議員の議席番号並びに氏名
- (4) 議事日程及び諸般の報告
- (5) 議案及び関係書類並びに委員会報告書
- (6) 議案に関する議事並びに議決のてん末
- (7) 動議並びにそのてん末
- (8) 議長の宣告並びに議長、議員その他の者の発言
- (9) 選挙のてん末
- (10) 採決の場合数を計算したときは、その数
- (11) 議長が、散会後文書で委員を指名したときは、その氏名
- (12) その他議長が必要と認めた事項

2 議事は、速記法によって速記する。